

社債権者集会招集通知  
(兼 社債権者集会参考書類)

2025年3月19日

株式会社ベネッセホールディングス  
第1回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）  
第2回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）  
社債権者 各位

株式会社ベネッセホールディングス  
常務執行役員 CFO 兼財務・経理本部長  
坪井 伸介

株式会社ベネッセホールディングス（以下「当社」といいます。）は、当社が2020年12月15日に発行した総額50億円の第1回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP383562ALC3）（以下「第1回無担保社債」といいます。）、総額50億円の第2回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP383562BLC1）（以下「第2回無担保社債」といいます。）、第1回無担保社債と総称して「各社債」といいます。）について、それぞれ下記の通り、各社債の社債要項に定める償還金額並びに償還及び支払利息期限の条件変更（内容は、下記1に記載するとおりであり、以下「本条件変更」といいます。）を行う社債権者集会（以下「本各社債権者集会」といいます。）を開催いたします。

ご本人又は代理人にてご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席頂けない場合は、事前に書面をもって議決権を行使することができます。書面による議決権行使を行う場合には、下記をご参照の上、2025年4月21日（月）（当日午後5時必着）までに議決権行使書面（別紙1をご参照ください。）を当社より社債権者集会開催における事務サポートを依頼しております株式会社みずほ銀行資本市場部へご送付くださいますようお願い申し上げます。

本書では、あわせて議案及び提案の理由並びに皆様の議決権の行使についてご留意いただきたい事項及び手続についても記載しておりますので、ご覧いただければと存じます。

記

1. 各社債に関する本各社債権者集会の開催

各社債の本条件変更は、以下により開催予定の本各社債権者集会に諮ったうえで決定されます。また、本各社債権者集会の決議は、裁判所の認可を条件として効力を生じます。

(1) 第1回無担保社債について

- ① 日時 2025年4月22日(火)午後1時
- ② 場所 〒163-0023 東京都新宿区西新宿4丁目15-3  
住友不動産西新宿ビル3号館2階 ベルサーール西新宿 Room5
- ③ 目的事項 第1回無担保社債の社債要項の一部を変更する件
- ④ 議案の内容 第1回無担保社債の社債要項を以下のとおり変更する。

(下線は変更箇所)

変更前	変更後
6. 償還金額 各社債の金額100円につき金 <u>100</u> 円	6. 償還金額 各社債の金額100円につき金 <u>100.087033</u> 円
10. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2025年 <u>12</u> 月 <u>15</u> 日にその総額を償還する。 (以下省略)	10. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2025年 <u>5</u> 月 <u>30</u> 日にその総額を償還する。 (以下省略)
11. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2021年6月15日を第1回の支払い期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月15日および12月15日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 (以下省略)	11. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2021年6月15日を第1回の支払い期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月15日および12月15日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う <u>ものとし、2024年12月16日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> (以下省略)

(2) 第2回無担保社債について

- ① 日時 2025年4月22日(火)午後2時
- ② 場所 〒163-0023 東京都新宿区西新宿4丁目15-3  
住友不動産西新宿ビル3号館2階 ベルサール西新宿 Room5
- ③ 目的事項 第2回無担保社債の社債要項の一部を変更する件
- ④ 議案の内容 第2回無担保社債の社債要項を以下のとおり変更する。

(下線は変更箇所)

変更前	変更後
6. 償還金額 各社債の金額100円につき金 <u>100</u> 円	6. 償還金額 各社債の金額100円につき金 <u>100.354945</u> 円
10. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2030年12月13日</u> にその総額を償還する。 (以下省略)	10. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2025年5月30日</u> にその総額を償還する。 (以下省略)
11. 利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2021年6月15日を第1回の支払い期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月15日および12月15日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。 (以下省略)	11. 利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2021年6月15日を第1回の支払い期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月15日および12月15日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う <u>ものとし、2024年12月16日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> (以下省略)

2. 本各社債権者集会を開催する理由(提案の理由)

既に公表されておりますとおり、2024年1月30日から実施されたブルーム1株式会社による当社普通株式及び証券等預託証券への公開買付けの成立、並びにその後に実施された当社における株式併合及び自己株式取得を含む一連の取引により、当社は、2024年5月17日をもって東京証券取引所プライム市場において上場廃止となりました(以下「本非公開化」といいます。)

本非公開化に伴い、各社債の繰上償還を行うために、各社債の社債権者の皆様に対し、本各社債権者集会を開催し、本条件変更をお願いするものであります。

なお、各社債権者の皆様の再投資先検討期間等を考慮し、第1回無担保社債における変更後の償還金額は、第1回無担保社債の変更前の償還金額に、変更後の償還期日の翌日から変更前の償還期日までの利息相当額を加算して算出し、第2回無担保社債における変更後の償還金額は、第2回無担保社債の変更前の償還金額に、変更後の償還期日の翌日から2026年6月15日までの利息相当額を加算して算出しております。

### 3. 本各社債権者集会の開催及び運営

#### (1) 本各社債権者集会の決議要件について

第1回無担保社債に係る社債権者集会においては、会社法第724条第1項により、出席した議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意により、議案は可決されます。

第2回無担保社債に係る社債権者集会においては、会社法第724条第2項第1号により、議決権を行使することができる社債権者（議決権者）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、議決権を行使した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意により、議案は可決されます。

#### (2) 議決権行使に先立つ86条証明書の手続について

各社債における議決権行使にあたりましては、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第86条第1項乃至第3項に従い、本各社債権者集会の1週間前（2025年4月15日（火）（午後5時）。以下「ご提示期限」といいます。）までに、振替機関又は口座管理機関にてご発行頂く、社振法第86条第3項に規定する証明書（以下「86条証明書」といいます。）を当社にご提示いただく必要がございます。

そのため、ご提示期限までに、以下「②ご提出先」記載の窓口へ別紙2の様式による「預り証発行依頼書」等とともにご郵送ください（ご提示期限同日必着でお願いいたします。）。ご提示いただいた86条証明書は、当社において、本各社債権者集会終了までお預かりし、「預り証」を発行いたします。本各社債権者集会にご出席の際は、「預り証」をご提示ください。「預り証」のご提示をもって、86条証明書の提示があったものとみなします。

※ 86条証明書が発行されてから、発行した口座管理機関に返還されるまでの間は、当該各社債について、譲渡、買入その他処分を行うことはできません。

#### ① ご提出いただく書類

- ・ 86条証明書
- ・ 預り証発行依頼書（印鑑証明書で証明されるご実印を押印ください。）

・印鑑証明書

② ご提出先

〒100-8241 東京都千代田区丸の内 1-3-3  
株式会社みずほ銀行 資本市場部 高橋・森田

③ ご提示期限

2025年4月15日（火） 午後5時 必着

④ 86条証明書について

本各社債権者集会のためにご提示いただく86条証明書の詳細については、各社債の保管口座を開設した振替機関又は口座管理機関にお問い合わせください。当社においては、86条証明書の取得手続についてお答えをすることはできません。

(3) 議決権行使手続について

【事前に書面にて議決権を行使される場合】

本各社債権者集会の当日のご出席に代えて、書面による議決権行使を行うことができます。

② ご提出いただく書類

(ア) 議決権行使書面（別紙1）

※議決権行使書面に本議案の賛否を表示し、印鑑証明書で証明されるご実印で押印願います。

※代表者様等の変更により預り証と異なるご実印を押印される場合には、改めて印鑑証明書の添付をお願いいたします。

(イ) 預り証

確認後、預り証発行依頼書に記載された住所へ返送いたします。

④ ご提出先

〒100-8241 東京都千代田区丸の内 1-3-3  
株式会社みずほ銀行 資本市場部 高橋・森田

⑤ ご提出期限

2025年4月21日（月）午後5時 必着

⑥ 86条証明書の返却手続

本各社債権者集会の日の翌日以降に、当社郵送にて預り証発行依頼書に記載された住所へお送りいたします。

※86条証明書が発行されてから発行した口座管理機関に返還されるまでの間は、当該本社債について譲渡、買入その他の処分はできませんのでご注意ください。

⑦ ご留意事項

(ア) 同一の社債権者が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、その議決権の行使は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱うことといたします。

(イ) 議案についての賛否の記載欄に記載がない議決権行使書面が当社に提出された場合、議案に賛成の意思表示があったものとして取り扱うことといたします。

(ウ) 議決権行使書面に記載されている議決権の額と本各社債権者集会時の保有金額（86条証明書に記載されている金額）に相違がある場合には、後者の金額を議決権の額として取り扱います。

【本各社債権者集会に出席して議決権を行使される場合】

本各社債権者集会当日に、以下の書類をご持参願います。

① ご持参いただく書類

(ア) 議決権行使書面（別紙1）

※議決権行使書面に本議案の賛否を表示し、**印鑑証明書で証明されるご実印で押印願います。**

※代表者様等の変更により預り証と異なるご実印を押印される場合には、改めて印鑑証明書の添付をお願いいたします。

(イ) 預り証

提示手続完了後、お返しいたします。

(ウ) 本人確認書類

ご出席される方の本人確認書類（運転免許証又は健康保険証等の公的機関発行の個人住所の記載のある本人確認可能な書類）

(エ) 議決権行使委任状（**代理人様をご出席される場合**）

別紙3の様式をご使用ください。

※印鑑証明書で証明されるご実印で押印願います。

(オ) ご出席される方のお名刺

可能ございましたら、いただけますと幸いです。

② 86 条証明書の返却手続

本各社債権者集会の終了時に、受付にて預り証と引換えにご返却させていただきます。ただし、当該方法にてご返却できない場合は、本各社債権者集会の日の翌日以降に、当社より郵送にて預り証発行依頼書に記載された住所へお送りいたします。

(4) 議決権の不統一行使時の注意事項

- ① 書面により議決権行使をするか、本各社債権者集会にご出席いただき議決権行使をするかを問わず、会社法第 728 条第 1 項に基づき議決権の不統一行使を行う場合には、2025 年 4 月 18 日（金）又は事前に書面にて議決権行使される時のいずれか早い日までに「議決権の不統一行使について（通知）」（別紙 4）をご提出ください。

〒100-8241 東京都千代田区丸の内 1-3-3

株式会社みずほ銀行 資本市場部 高橋・森田

- ② 会社法第 728 条第 2 項に定める「他人のために社債を有する」場合に該当しない社債権者様の議決権の不統一行使はお断りさせていただきます。
- ③ 議案に対する賛及び否の議決権の額の合計額が議決権の額を下回った場合には、当該差額分は、不行使として取り扱います。

※ ご参考：本各社債権者集会に関する手続日程

手続	日程（期限等）	備考
振替機関又は口座管理機関との86条証明書の発行手続	下記提示期限までに提出いただけるよう86条証明書の発行に係るお手続をお願いいたします。	上記3.(2)をご参照のうえ、本社債の保管口座を開設した振替機関又は口座管理機関へお問い合わせください。
86条証明書のみずほ銀行資本市場部への提出	2025年4月15日(火) 午後5時まで	上記3.(2)をご参照のうえ、お手続をお願いいたします。
議決権行使不統一行使のみずほ銀行資本市場部への通知書の提出（※必要な場合）	2025年4月18日(金)	上記3.(4)をご参照のうえ、お手続をお願いいたします。
書面による議決権行使 (みずほ銀行資本市場部への議決権行使書面の送付)	2025年4月21日(月) 午後5時まで	上記3.(3)をご参照のうえ、お手続をお願いいたします。なお、議決権を行使するには、上記の86条証明書の提示が必要となりますので、ご注意ください。
本各社債権者集会への出席及び議決権行使	2025年4月22日(火)	上記3.(3)をご参照のうえ、お手続をお願いいたします。なお、議決権を行使するには、上記の86条証明書の提示が必要となりますので、ご注意ください。



#### 4. 本件に関する問合せ先

株式会社ベネッセホールディングス 財務・経理本部 財務部

渡邊

電話番号 080-6760-4560

E-Mail kw08067604560@mail.benesse.co.jp

杉田

電話番号 070-3879-3491

E-Mail Sugita\_Naoki@mail.benesse.co.jp

なお、口座管理機関様の事務的なお問い合わせは、下記連絡先へお問い合わせください。

株式会社みずほ銀行 資本市場部

高橋・森田

電話番号 03-6735-2441

E-Mail bond.supporter@mizuho-bk.co.jp

以上